

議長

農業委員現在数13名、出席12名、欠席1名、よって、会議は成立いたしました。

これより令和5年度第1回青梅市農業委員会を開会いたします。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第13条の規定により、第4番石川委員さん、第5番 森田委員さんを指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に、諸報告について事務局から報告願います。

事務局

前回の総会から今日までの日程行事につきましてご報告いたします。

4月6日 西多摩地方農業委員会連合会総会が、瑞穂町役場1階ホールで行われ、加藤会長にご出席をいただきました。

議長

次に日程4の議案審議に入ります。

それでは初めに、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」2件を上程いたします。

整理番号1番について、担当委員の私から説明をいたします。

委員

議席番号14番 加藤です。

整理番号1番について説明します。

4月14日に申請人、事務局2名で現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

この畑は家の前の一段の畑になっています。ここには、ノラボウ、ネギ、ブロッコリー、キャベツ、タマネギ、イチゴ等が植えられていました。空いているところは、これから夏野菜を植える準備がされてきました。ご審議をお願いいたします。

議長

整理番号2番について、森谷委員さんの説明を事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、整理番号2番について説明いたします。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

ここには、ツツジ、ノラボウ、ムギ、ワタが栽培されており適正に管理をされて
いました。

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

こちらの畑はすべて茶畑になっており適正に管理されていることを確認いたしま
した。

地番、地目畑、面積

こちらはタマネギと落花生を育てており適正に管理されておりました。

地番、地目畑、面積

こちらには栗の木が植わっており下草も適正に管理されておりました。

地番、地目畑、面積

こちらにはネギ、イチゴ、ノラボウが植わっており適正に管理されておりました。

地番、地目畑、面積

こちらにはインゲンが植わっており適正に管理されておりました。

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

こちらは一団の畑になっていまして今現在は耕うんをされており、今後土壌改良
をしてこれから何を栽培しようかと考えているとのことでした。

地番、地目畑、面積

こちらも耕うんはされており今後夏に向けて何を植え付けようかと考え中とのこ
とでした。

事務局

地番、地目畑、面積

こちらにはツツジが植わっており、ツツジ以外のところは土壤改良をして今後作付けをしていくということでした。

地番、地目畑、面積

こちらは一面ネギが植わっていて適正に管理されておりました。

以上、森谷委員さんと適正に管理されていることを確認いたしましたのでご報告いたします。

議長

以上で、担当委員の説明は終わりました。本件につきまして御質疑ございませんか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」2件は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議長

次に議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件を御説明申し上げます。議案の2ページを御覧ください。

事務局

整理番号1番

《証明申請者、主たる従事者、買取申出生産緑地を読み上げ》

農地所有者の さんが令和4年10月26日に死亡されたため、相続人である さん他3名が生産緑地の買取申出を行うにあたって、生産緑地法第10条の規定に基づき、農業の主たる従事者に該当するかの証明願いが行われたものでございます。

現地調査でございますが、4月14日に森谷委員さんで行いまして、主たる従事者として証明することについて支障なしとの結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、森谷委員さんがお休みですので以上で担当委員の補足説明は終わります。本件につきましてご意見ございますでしょうか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

議長

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」4件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」4件を御説明いたします。議案の3ページを御覧ください。

整理番号1番

こちらは、譲渡人の さんから、譲受人の さんへの売買契約でございます。

《譲渡人の住所、氏名、譲受人の住所、氏名、職業、耕作面積、世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件について、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第3号 別紙1》の調査書を御覧ください。

まず、第2項第1号。許可することにあたって、許可を受ける農地について土地のすべてを効率的に利用できることが求められますが、譲受人および世帯員等の耕作状況、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと判断しました。

次に第2項第2号および第3号については、適用致しません。

次に第2項第4号。許可することにあたっては、譲受人および世帯員等が農作業常時従事できることが求められます。この農作業常時従事とは、農地法施行規則により150日となっております。本案件につきましては、譲受人およびその世帯員等は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると判断しております。

次に第2項第6号。本案件については、転貸ではございませんので、適用致しません。

最後に第2項第7号。許可することにあたっては、農地の権利移動を行うことで、地域調和が乱されることがないことが求められます。本案件については、の計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、4月14日に加藤委員さんと行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

事務局

次に整理番号 2 番

《譲渡人の住所、氏名、譲受人の住所、氏名、耕作、面積世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》耕作面積訂正

こちらは譲渡人の さんから譲受人の への売買契約でございます。

本案件について、農地法第 3 条の許可を得るためには、“農地法第 3 条第 2 項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第 3 号 別紙 2》の調査書を御覧ください。

本案件についても、同様“農地法第 3 条第 2 項各号”に該当しないことが求められます。この案件につきましても、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

なお、本案件について、譲受人は榊を作る計画です。

また、現地調査でございますが、4 月 18 日に川鍋委員さんと行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

次に整理番号 3 番

《譲渡人の住所、氏名、譲受人の住所、氏名、職業、耕作面積、世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

こちらは譲渡人の さんから譲受人の さんへの売買契約でございます。

本案件について、農地法第 3 条の許可を得るためには、“農地法第 3 条第 2 項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第 3 号 別紙 3》の調査書を御覧ください。

本案件についても、同様“農地法第 3 条第 2 項各号”に該当しないことが求められます。この案件につきましても、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

事務局

なお、本案件について、譲受人は露地野菜を作る計画です。

また、現地調査でございますが、4月13日に八木委員さんと行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

次に整理番号4番

《譲渡人の住所、氏名、譲受人の住所、氏名、職業、耕作面積、世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

こちらは譲渡人の さんから譲受人の さんへの売買契約でございます。

本案件についても、同様“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この案件につきましても、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

この判断については《議案第3号 別紙4》の調査書を御覧ください。

なお、本案件について、譲受人は露地野菜を作る計画です。

また、現地調査でございますが、4月18日に高山委員さんと行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

以上でございます。よろしく御審議をお願い致します。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、担当委員の私からの補足説明いたします。

委員

ここは果樹を栽培するという計画になっています。田んぼなのに、おかしいじゃないかと思うところですが、この場所は水利組合の方で行く行くは畑にしようと考えています。堆肥小屋の南になります。堆肥小屋の辺りは水が少なく、毎年田んぼができ

委員

ないということもあり、そこから南を畑にしようという計画があります。畑にするには土をどうにかしなければならぬのと、田んぼなので雨が降った時に水がたまってどうしようもないので、市の方と相談し調査をしてもらい、水が抜けるように考えています。

ここは行く行くは畑にしていけますので果樹にはいいのかなと思います。土地の面積があり、お父さんと息子がやっているのですが、息子夫婦が農業の方に取り組むということで頑張っていますので大丈夫だと思います。

議長

整理番号2番について、川鍋委員さんからの補足説明は次回になると思いますのでよろしく願いいたします。

整理番号3番について八木委員さんからの補足説明はございますか。

委員

議席番号3番八木です。

整理番号3番について説明いたします。

地番にはジャガイモ、サヤエンドウが植わっていて耕作されてきました。

地番は何年か前の台風で近隣の山から田んぼに土砂が入り、西多摩建設事務所で沢沿いに砂防ダムを作るということなのですが、何年もそれきりで通行止めになってしまい開通すればやりたいということなのですが、西多摩建設事務所で柵を作ってしまう入れない状態です。崩れた山は他人の山です。これを畑にするのは大変です。

議長

整理番号4番について高山委員さんからの補足意見はございますか。

委員

推進委員の高山です。

整理番号4番について説明いたします。

委員

4月18日、本人立会いの下事務局2名と現地調査を行いました。

現地は4ブロックに分かれていまして、地番は孟宗竹の竹林や杉が生えています。ここには元気なタケノコが見えました。地番は蕨畑になっています。地番はタマネギ、ニンニク、エンドウ豆が植えてありました。地番は柚子と梅の木が植わっていまして、下にはフキが植えてありました。地番は高圧鉄塔下で、小さいビニールハウス2棟にカボチャ苗をエフ病中でした。譲受人は以前から、兄に代わって畑の耕作を行っておりまして、周辺の高齢者が困っている農地はトラクターなどで耕うんしてあげるなど地域の農地の利用に貢献しておられます。兄弟間での贈与となります。よろしくご審議をお願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

質疑1 委員

3番については大丈夫なのでしょうか。道を直すのかわからないのですよね？

事務局

西多摩建設の方には早めにやっってくださいという相談には行っているようです。現在の所有者さんはやる気がないらしく、それなら自分がという考えをお持ちで、会長の言っている通り、やる気のある方が持っていた方がいいのかなという考えは事務局もあります。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12名]

議長

挙手12名により、可決されました。

議長

よって、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」3件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」5件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」御説明致します。議案の4ページを御覧ください。

それでは、整理番号1番について御説明いたします。

本件につきましては、借人および貸人より青梅市に利用権設定の申出があり、各案件について、青梅市が農用地利用集積計画（案）を作成しました。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、この集積計画については農業委員会の議決を得ることが求められているため、青梅市長より青梅市農業委員会へ議案のとおり集積計画の内容について審議と承認が依頼されたものでございます。

《議案参照。読み上げ》

また、利用権の設定には、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第4号 別紙1》の調書を御覧ください。

◎農業経営基盤強化促進法第18条第3項

はじめに、第1号「農用地利用集積計画の内容が青梅市の定める基本構想に適合するものであること」でございますが、基本構想に記載される「利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件」につきましては、農地のすべてを効率的に利用することや農作業に常時従事することなどが示されております。本件につきましては、使用借人が所有または借用する農機具や農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれ、また、借人は農作業を行う必要がある日数について従事すると見込まれますので、第1号には該当すると考

事務局

えております。

続いて第2号のイ「農地の全部効率利用」およびロ「農作業常時従事」については、先ほど御説明致しました第1号とほぼ同義ですので、ともに該当すると考えております。

続いて第3号のイについては、「第2号のロに該当しない場合」でございますので、本案件では適用致しません。

続いて第3号のロについても、「法人である場合」でございますので、本案件では適用致しません。

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございますが、本案件は所有者である使用貸人、使用借人の両者に利用集積計画を確認いただき同意の印をもらっております。従いまして権利者の同意を得ておりますので、該当すると考えております。

よって農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号と照合した結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

次に、《議案第4号 別紙2》の農用地利用集積計画（案）を御覧ください。

利用権設定の新規の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借権です。

契約期間は令和5年5月10日から令和8年5月9日までの3年間。

裏面以降は、使用借人の農業経営の状況等や、共通事項が記載されております。

また使用申請地において借り人は、露地野菜を行う予定になっております。

現地調査につきましては、4月20日に影山委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

次に整理番号2番。

《議案参照。読み上げ》

《議案第4号 別紙3》の農用地利用集積計画（案）を御覧ください。

利用権設定の新規の申し込みとなり、設定する権利は賃借権です。

契約期間は令和5年5月1日から令和8年4月30日までの3年間。

事務局

裏面以降は、使用借人の農業経営の状況等や、共通事項が記載されております。

こちらについても、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件が満たされていることが求められます。こちらに関しまして、《議案第3号 別紙1》の調書の通りです

また、申請地においては、露地野菜を行う予定になっております。

現地調査につきましては、先ほどと同様4月20日に影山委員さんで行いました。

次に整理番号3番。

《議案参照。読み上げ》

こちらについても、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件が満たされていることが求められます。こちらに関しまして、《議案第4号 別紙4》の調書の通り、要件を満たしていると考えます。

続いて《議案第4号 別紙5》の農用地利用集積計画（案）を御覧ください。

利用権設定の更新の申し込みとなり、設定する権利は賃借権です。

契約期間は令和5年5月11日から令和8年5月10日までの3年間。

裏面以降は、使用借人の農業経営の状況等や、共通事項が記載されております。

また、申請地においては、ハーブや露地野菜を行う予定になっております。

現地調査につきましては、4月18日に川鍋委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

続きまして、整理番号4番および整理番号5番は同一の案件となりますので合わせて御説明いたします。

本案件について、農用地利用集積計画（一括方式）を作成しました。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、この集積計画については農業委員会の議決を得ることが求められているため、青梅市長より青梅市農業委員会へ議案のとおり集積計画の内容について審議と承認が依頼されたものでございます。

事務局

整理番号 1 番、

利用権の設定を受ける者 住所
氏名

利用権の設定する者 住所
氏名

整理番号 2 番

利用権の設定を受ける者 住所
氏名

利用権の設定する者 住所
氏名

利用権を設定する土地 【議案参照、読み上げ】

次に《議案第 4 号 別紙 6 および 7》の農用地利用集積計画（一括方式）を御覧ください。

利用権設定の新規の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借権です。

契約期間は令和 5 年 6 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日までの 3 年間。

農地所有者から中間管理機構、中間管理機構から耕作者への利用権を一括して設定するものとなります。

また、利用権の設定には、農業経営基盤強化促進法の第 18 条第 3 項の各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第 4 号 別紙 8》の調書のとおり要件を満たしていると考えます。

また、申請地においては、露地野菜を行う予定になっております。

現地調査につきましては、4 月 18 日に川鍋委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

議長

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」5件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に、日程5の報告事項に移らせていただきます。

それでは報告事項として、会長専決処理等の報告を申し上げますので、別冊の報告書を御用意ください。

報告に移ります。

はじめに農地法第4条第1項第8号の規定による届出については、2件で1ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、11件で2ページから3ページに記載されたとおりです。

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後4時15分から開会いたします。